正 興庵 歴代住職の安祥寺流相承と国伝山地蔵寺所蔵 0) Ĺ 脉 種

安祥寺流血脉

原

卓

志

(キーワード:安祥寺流、 正興庵、 国伝山地蔵寺、

はじめに

礎的な作業である。 派を伝受・相承してきたのかについて検証することは、近世徳島における安祥寺 伝播・発展に寄与した正興庵歴代住職が、どのように安祥寺流を含む真言宗各流 流伝授などといった一連の営みに預かるところが大であった。それら安祥寺流の 正興庵(現在の鳴門市撫養町斎田に立地する。もとは正興庵と称し、宝暦十三(流等の真言宗各流派の伝播・相承実態を解明するためには欠くことのできない基 七六三)年に正興寺と改名した。本稿では正興庵と呼ぶ)開基寂如、二世義剛、 一世浄光などの正興庵歴代住職が、正興庵内外で精力的に開壇した伝法灌頂や一 浄厳を祖とする真言宗安祥寺流(新安流)の近世徳島における伝播・発展は、

いては、検証する余地があると考えられる。 おける各法流の伝受・相承の実態をどの程度正確に反映したものであるのかにつ られる重要な資料である。しかし、血脉に記された相承の流れが、当該の僧侶に 僧侶の法流相承の系譜をたどろうとする場合、血脉はその依拠資料として用い

以下には国伝山と略称する)に伝存される『安流正統血脉』、および、それに挟 承を記した血脉として、国伝山宝珠院地蔵寺(現在の小松島市松島町に立地する。 受・相承を中心にその実態について検証する。また、正興庵住職の安祥寺流の相 み込まれた血脉 本稿では、正興庵歴代住職による伝授記録や伝記等を資料とし、 (以下には仮に 『正興庵血脉』 と呼ぶ)の二種を取り上げ、それ 各住職間の伝

> とともに、 つつ検討する。 ぞれの血脉に記された安祥寺流相承の流れについて、 私に句読点を付した。 なお、資料からの引用等においては、 旧字体を現行字体に改める 伝受・相承の実態と比較し

国伝山所蔵血脉二種 — 『安流正統血脉』 『正興庵血

等を持たぬものである(巻末写真参照)。 護物/十二合六拳/懐中曼茶/無尽所伝/印信口決/諸流口決」と墨書された包 が二種類伝存される。その一つは、『安流正統血脉』という外題(直書)を有す る折本である(巻末写真参照)。表に「十二合掌/安正統血脉」、裏に「血脉/秘 種の『正興庵血脉』は、その『安流正統血脉』に挟まれた一紙の血脉で、 徳島県小松島市の古刹である国伝山宝珠院地蔵寺には、 『十二合掌六種拳』の外題 (直書)を有する折本とともに包まれる。 安祥寺流に関わる血脉 外題 もう

の相承を記録することを目的とした血脉として貴重なものである。 寺流の相承を考察する上で貴重なものである。また、もう一方の『正興庵血脉』 との安祥寺流の伝受・相承をめぐる関係を記した血脉であり、 は、正興庵第八世の菩提華までを記したものであるが、正興庵における安祥寺流 ことを主たる目的としたものではないと考えられるが、国伝山住職と正興庵住職 『安流正統血脉』は後に述べるように、正興庵における安祥寺流の相承を記す 正興庵住職の安祥

本節では、 国伝山に伝存する右の血脉二種についてその記載内容を概観し、 正興庵歴代住職における安祥寺流の伝受・相承について考察する前 血脉作成の

まず、『十二合掌六重拳』」こともこ、目的について確認しておきたい。

まず、『十二合掌六種拳』とともに、その書誌情報を記すと以下の通りである。

〇『十二合掌六種拳』

/題》十二合掌六種拳 (直書)

〈内題〉①十二合掌

②六種拳事

〈尾題〉(ナシ)

(体裁・法量等)

オート・コくコー・)

一六·二×一二·○糎 折本 押界 一頁六行 六折 共紙表紙

〈本文〉漢文

朱筆(注釈・仮名・声点)〈本文同筆〉

墨筆(仮名・返点・合点)〈本文同筆

《奥書》享保十二歳八月日金剛峯寺一乗院於/道場大日経奥疏伝授之砌能

依:成并演奥抄:」(見返) 依:成并演奥抄:」(見返) 家議会地議寺:奥疏伝授之砌私加/朱事

〈墨書〉「宥義」(表紙)

『安流正統血脉』

 \bigcirc

〈外題〉安流正統血脉 (直書)

〈内題〉安祥寺諸流一統血脉

〈尾題〉(ナシ)

〈体裁・法量等〉

一六・六×一二・二糎 折本 界線ナシ 九折 共紙表紙

〈本文〉漢文 血脈

朱筆(注釈·合点)〈本文同筆〉

墨筆(注釈・仮名・返点)〈本文同筆]

異書〉 (ナシ)

墨書〉「国伝山/宥義」(表紙)

|考〉*大日如来から宥義に至る安祥寺流の血脉|

の伝法灌頂の差異を記した墨書紙片一紙が挟まれる。*大日如来から菩提華(正興庵八世)に至る血脉一通、及び各流

この『安流正統血脉』は、縦長の血脉図を折本に装丁し、外題と内題を付した写典書を持たないため、明確な書写年代を特定することはできない。しかし、血写典書を持たないため、明確な書写年代を特定することはできない。しかし、血写典書を持たないため、明確な書写年代を特定することはできない。しかし、血写典書を持たないため、明確な書写年代を特定することはできない。しかし、血写典書を持たないため、明確な書写年代を特定することはできない。しかし、血写典書を持たないため、明確な書写年代を特定することはできない。しかし、血写典書を持たないため、明確な書写年代を特定することはできない。しかし、血写典書を持たないたが、明確な書写年代を特定することはできない。しかし、血質が、調査が、関係であると考えられる。

された相承血脉を略記すると以下のようになる。の血脉が正統として中央に配置れ、やや太めの朱補助線で結ばれる。中央に配置弘法大師から安祥寺流祖である宗意、さらに宗意から新安流の祖である浄厳までまず、大日如来・金剛薩埵より弘法大師までの相承血脉が記され、それに続いてまず、大日如来・金剛薩埵より弘法大師までの相承血脉が記され、それに続いてまず、大日如来・金剛薩埵より弘法大師までの相承血脉を活され、それに続いてまず、大日如来・金剛薩埵より弘法大師までの相承血脉を略記すると以下のように、安祥寺流の正統を示すものとして、ものである。外題・内題からも分かるように、安祥寺流の正統を示すものとして、

大日如来-金剛薩埵-龍猛-龍智-金剛智-不空-恵果-弘法大師-真雅 |

源仁-聖宝-観賢-淳祐-元杲-仁海-成尊-範俊-厳覚-宗意-実厳

頼真 – 成厳 – 寛海 – 兼恵 – 寛伊 – 成慧 – 光誉 – 隆雅 – 興雅 – 宥快 – 成雄

快尊-良雄-仟遍-厳雅-快旻-覚暹-政遍-朝印-宥盛-朝遍-净厳-

つながることを示している。 □ながることを示している。 □ながることを示している。 □ながることを示している。 □ながることを示している。 □ながることを示している。 □は、朝意・道意・良意を経て浄厳につながり、西院流は、 一につながっている。 □は、朝意・道意・良意を経て浄厳につながり、西院流は、 につながることを示している。 □は、明意・道意・良意を経て浄厳につながり、西院流は、 につながることを示している。 □ながることを示している。

方、聖宝以下の小野流については、覚鑁の伝法院流の左に、観賢から分かれ

たと考えられる。(新安流)の正統を霊雲寺に伝わる流れであると捉え、自らをその末に位置づけ(新安流)の正統を霊雲寺に伝わる流れであると捉え、自らをその末に位置づけ血脉を書写した宥義(国伝山第十九世)を記している。つまり宥義は、安祥寺流る霊雲寺相承の法脈を中央に配し、常照の後に南都真言院の龍肝を記した後、本海厳以下に記された血脉後半部分には、霊雲寺二世の恵光から十世の常照に至

浄厳 - 恵光 - 慧曦 - 法明 - 光海 - 極妙 - 霊麟 - 智明 - 円海 - 常照 - 龍肝

厂 宥羔

相承血脉との間には、国伝山代々の住職等の血脉が記される。に至る正興庵の相承血脉が左端に記される。なお、霊雲寺の相承血脉と正興庵のには第十一世百光(再住する黙雅を九世・十一世と数えると十二世百光となる)職の相承については記されず、蓮体から正興庵開基の寂如への相承を記し、以下職がの弟子の一人である蓮体が、第二世住職を務めた延命寺における代々の住

剛・理/・御・西・伝・保忍辱・花」が墨書される(「・」は朱)。上中央に大日 院流祖)・覚鑁(伝法院流祖)・寛遍 と異なるのは、 源仁の弟子益信は左側に、聖宝は右側に振り分けて記される。『安流正統血脉』 如来を置き、金薩(金剛薩埵)から源仁までの血脉が中央に記される。その後、 (持明院流祖) という広沢の各流祖までの血脉を記すものの、 横三六・四糎の一紙で、左下に野沢十二流の略称「・安・勧・随・三・金 『安流正統血脉』に挟み込まれた血脉である『正興庵血脉』は、 寛助の付法である覚法 (忍辱山流祖)・聖恵 (御流祖)・信証 (西院流祖) · 永厳 (花蔵院流祖)、そして それ以下の血 縦五一・ (保寿

> ま作うでは、記引のまない。 前としてその流祖までを示すという方針で作成されていることが分かる。 までを記すにとどまっている。このように、安祥寺流以外の諸流については、原義能(義能方)、証道(証道方)、實静(願行方)、地蔵院流では覚雄(覚雄方)、が記されるにとどまる。三宝院流でも報恩院流は憲深、意教流は慈猛(慈猛方)、正院流では聖賢、理性院流では賢覚、勧修寺流では寛信、随心院流では増俊まで脉が記されない点である。また、小野流についても、子島流では真興まで、金剛

ことが理解される。

ことが理解される。

ことが理解される。

このことから、本血脉は、安祥寺流・新安流について、延常如・菩提華という正興庵歴代住職が記される。恵光などの霊雲寺関係の相承に下には、延命寺二世の蓮体をはさんで、寂如・義剛・浄光・普観・普海・照如・安祥寺流については、流祖の宗意より新安流の浄厳までの正統を記し、浄厳以安祥寺流については、流祖の宗意より新安流の浄厳までの正統を記し、浄厳以

正興庵歴代住職の伝受・相承実態と血質

対する。 対する。 対する。 対する。 対する。 がで取り上げた、国伝山所蔵の血脉二種に記された安祥寺流相承の流れと比較検 法暦名』等を主たる資料として、伝受・相承の実態を考察する。その上で、第一 をに伝存される寺伝『瑞龍志』『瑞龍俗志』、代々の住職による伝授記録『灌頂授 本節では、正興庵開基(一世)寂如から十二世百光までの住職について、正興

(1) 一世 恵浄寂如

を抜き出すと、次のようである。開基不可壊老和尚行業記』がある。寂如の経歴および伝受・相承が記された部分開基不可壊老和尚行業記』がある。寂如の経歴および伝受・相承が記された部分正興庵開基の恵浄寂如の伝記として、善通寺誕生院の光国の手にかかる『正興

○師諱寂如、 前受於深筭両師者、 稟学梵字悉曇及諸尊瑜伽。 歳学習十八契印、練行如法。尋修金剛胎蔵両部大法及護摩、咸稟之慶師、 事郡縣縣區延命寺宥慶闍梨、 巳年十月朔日、 十七歲詣高野山受灌頂於来深闍梨物屬縣時頃之。回錫故山、 慧浄、 誕于淡路州三原郡掃守邑。早慧不群、里閭奇之。甫八歳師 其字観誦之房、号不可壞堂。俗姓繁佐々木氏。 高野中院之流、 数年之後、 既而温良可誨、遮梨以為法器。十歳祝髮、十六 後所稟宝師者、 従覚王寺寺在津名郡独宝律師再沐灌頂 是醍醐水本之流也 就宥筭闍梨編守祭福寺 寛文五乙

○遂以元禄十二己卯春二月七日、自誓受三聚大戒于覚王寺宝師為之証明、時

○又投郡護国寺法印頼教、依安祥寺流入壇受法。

○元禄十五壬午春、負笈届于東武、掛錫霊雲。大和尚曽知師之篤行、且嘉其○元禄十五壬午春、負笈届于東武、掛錫霊雲。大和尚廃病。以六月二十七日□元禄十五壬午春、負笈届于東武、掛錫霊雲。大和尚曽知師之篤行、且嘉其

事教而志在事密。其於事密也兼探野沢諸流、以匡輔安祥正統之道。○体和尚見其淵志遂為青龍嫡嗣、口授密誨無復余蘊猶如瀉瓶、以夫体和尚之○宝永二乙酉年詣于河内州延命寺、拝本浄体和尚、重受仏性戒。

八年癸丑春三月庵号願 欽而申上覚」には、寂如自らが次のように記している。 また、享保十八年三月に林九平の手代である園木通左衛門に願い出た「享保十

安祥寺流卜申法流伝受相続仕、彼聖教逐一書写済、所持仕候。○拙僧義、先年江戸霊雲寺覚彦和尚、同嫡弟河州延命寺本浄律師ニ随従仕、

石に従って寂如の経歴を略述すると、次のようになる。 石に従って寂如の経歴を略述すると、次のようになる。 石に従って寂如の経歴を略述すると、次のようになる。

から元禄十一年(一六九八)の間、淡州神代村延命寺の住職を務め、元禄十二年なお、寂如の住職としての経歴は次のようである。まず、貞享三年(一六八六)

七二五)には、童学寺を弟子の印光に譲り、斎田の庵(後の正興庵)に移ってい竜学寺(現在の名西郡石井町城ノ内に立地)の住職となる。さらに享保十年(一(一六九九)秋、牛内に瑞祥院と号する一院を構え、享保三年(一七一八)冬に

くに安祥寺流を伝授されたという。雲寺にて浄厳から秘策を伝受した。また、河内の延命寺では蓮体から瀉瓶のごと雲寺にて浄厳から秘策を伝受した。また、河内の延命寺では蓮体から瀉瓶のごとこのように、寂如は安祥寺流の伝法灌頂を護国寺の頼教に受け、後に武州の霊

『安流正統血脉』『正興庵血脉』には、寂如の血脉について、次のように記す。

『安流正統血脉』

 \bigcirc

浄厳 —— 蓮体 —— 寂如

『正興庵血脉』

 \bigcirc

浄厳 — 蓮体 — 寂如

たことについて、血脉には示されていないことが理解される。の頼教のもとで入壇受法したこと、また浄厳によって安祥寺流の秘策を伝授され「種の血脉はともに、寂如は安祥寺流を蓮体から伝受したとしている。護国寺

(2) 二世 寂門義剛

願口上覚」には、次のように記される。の手代である園木通左衛門に提出した「享保十八年癸丑冬十二月正興付嘱願を享保十八(一七三三)年十二月、一世寂如が正興庵を義剛に譲る際に、林九平

○…拙僧務、之法流伝授無残相済罷在候。○無付養、在寂門出生之義ハ、河内国古市郡壺井多田大学仲ニ而御座候。 度奉存候。右寂門出生之義ハ、河内国古市郡壺井多田大学仲ニ而御座候。 附属仕儀之、拙僧附法之弟子寂門ト申比丘ニ、正興庵并安祥寺流聖教等、附嘱仕依之、拙僧義、老衰之上、殊外病身ニ罷成、朝暮修法勤行等難仕迷惑奉存候。

さらに翌年二月に、義剛から赤川幸太兵衛、河野六郎に提出された「享保十九

年甲寅春二月宗判指出覚」には次のようにある。

○…拙僧義ハ河内国古市郡壺井多田大学伜ニ而御座候。享保十八年極月ゟ当 庵二住居仕罷在候。 則先住恵浄比丘付法之弟子二紛無御座候。

日、七十六歳にて遷化する。 とが分かる。享保十八(一七三三)年十二月から宝暦七(一七五七)年五月まで 元禄五(一六九二)年、多田大学の子息として、河内国古市郡壺井に生まれたこ →亥五月廿九日寂」とあるという。これから生年・年齢を割り出すと、義剛は、義剛の墓石には「正興二世 字寂門苾芻 法﨟四十八 世寿七十六歳 明和E (四十二歳~六十六歳) 正興寺の住職を務め、明和四 (一七六七) 年五月二十九 明和四

のように記される。 先に取り上げた寂如の伝記である『正興開基不可壊堂老和尚行業記』には、 次

○口授祥流秘策八遍、就中涵泳淵底者、如海印〔字聖山〕、義剛 進具戒者、如印光、頼琛、寂照、浄光、本然、辨覚等是也。 〔字覚成〕、寂照〔字慧輪〕、浄光〔字戒琳〕、光国等是也。……依止 [字寂門]、

○(享保十八年)冬十一月擢寂門大徳臺蕭為嗣。寂公者是霊芝聖山大徳資也。 聖師歿而憑師究秘奧終乃為入室師所伝受秘籍篋笥、盈牀併付授寂公以鎮山

寺流を受けていたことが知られる。 いても『正興開基不可壊堂老和尚行業記』の記事から、寂如の弟子であり、 を学び、付法の弟子となるに及んだと考えられる。なお、霊芝寺の二世海印につ ぐことからすれば、海印没年からさほど時をおかずに寂如の下に至り、安祥寺流 た時期を特定することは難しいが、享保十八(一七三三)年には正興寺住職を継 いたが、海印が没したために寂如の弟子となったという。義剛が寂如の弟子となっ (香川県志度)の二世である聖山房海印室に入寺し、師事して 安祥

より安祥寺流を受けたとされる。 『密教大辞典』の「新安流」付載の法脈には次のようにあり、 義剛は海印 聖

蓮体 妙体 瑞宝 無等 栄寿 ── 慈舟 実道

> 恵光 寂如 浄空----恵曦 聖山 義剛 浄眼 連合 麗洲 常如

龍志』に名前を見出すことができる。 えられる。なお、右の法脈中、義剛から安祥寺流を相承したとされる蓮合は、『瑞 不自然ではない。その上に重ねて、寂如による安祥寺流の伝授を受けたことが考 に海印に従って安祥寺流の伝法灌頂を受け、一流伝授も済ませていたと考えても 海印の没したとされる享保八(一七二三)年、義剛は三十二歳であった。すで

(宝暦) 十有二年

○三月初五、剛公建漫怚邏授具支灌頂於観公。……夫人讃歎随喜。 嘆徳、浄光之呼摩、 普海之神供、 行応之教授矣。

蓮合が嘆徳師を勤めたことを記録している。 宝暦十二年三月に、義剛が普観 (後の正興寺四世) に具支灌頂を施した際に、

記す。 『安流正統血脉』 『正興庵血脉』には、 義剛の相承について、 次のように

 \bigcirc 『安流正統血脉』

寂如 正興庵開山 - 義剛

 \bigcirc

『正興庵血脉』

寂如-

霊芝寺 種の血脉では、寂如からの伝受のみが記されているが、先に述べたように、 (讃州志度)二世の聖山房海印からの伝受もあったと考えられる。

(3) 三世 戒琳浄光

のように記されている。提出した附嘱願「宝暦七年丁丑夏五月寂門剛公正興付嘱願「奉願口上覚」には次提出した附嘱願「宝暦七年丁丑夏五月寂門剛公正興付嘱願 奉願口上覚」には次二世の義剛が、正興庵を浄光に附嘱する際に、森田清之進手代の笹倉善兵衛に

存候。……戒琳出生之義ハ竹内幸兵衛伜ニ而御座候。… 付法之弟子戒琳比丘へ後住職并ニ顕密之聖教真俗ニ諦之諸道具附嘱仕度奉聞届被下難有住持仕候。……即今漸老衰仕、寺役等大儀ニ罷成候故、拙僧の拙僧義、享保十九年丑極月十五日、先師恵浄比丘後住ニ奉願候処、早速御

字戒琳天明二壬寅十二月十七日寂 本廟在于藤樹寺中」とあるとされる。
に興庵境内の歴代先師墓地にある「瑞龍衆主塔」裏面には、「三世光公気のために藤樹寺へ帰り、天明二(一七八二)年十二月十七日、七十九歳にて遷七(一七五七)年五月から宝暦八年三月までの間、正興寺の住職を勤めたが、病三世の浄光は、宝永元(一七〇四)年、竹内幸兵衛の子息として生まれ、宝暦

生玉の真蔵院にて経軌を伝受していることがわかる。『灌頂授法暦名』には、年代不明ながら次のような記録があり、寂如から大坂

○(年代未詳)如公於大坂生玉真蔵院、六ヒ伝経軌受者。

として、寂如から安祥寺流を受けたと考えられる。人として「浄光〔字戒琳〕」がある。すなわち、浄光は正興庵一世の寂如の弟子人として「浄光〔字戒琳〕」がある。すなわち、浄光は正興庵一世の寂如の弟子の一また、先に取り上げた『正興開基不可壊堂老和尚行業記』には寂如の弟子の一

したのではないかと考えられる。 生のではないかと考えられる。 大に引用した「宝暦七年丁丑夏五月寂門剛公正興付嘱願 奉願口上覚」では、 先に引用した「宝暦七年丁丑夏五月寂門剛公正興付嘱願 奉願口上覚」では、 先に引用した「宝暦七年丁丑夏五月寂門剛公正興付嘱願 奉願口上覚」では、

『安流正統血脉』『正興庵血脉』では、浄光の相承について、次のようにある。

○『安流正統血脉』

義剛 —— 浄光

『正興庵血脉』

0

義剛 —— 浄光

教類の附嘱(伝授)を示したものであると考えられる。 二種の血脉に示される「義剛 ― 浄光」の関係は、正興庵と正興庵に蔵される聖右に検討したように、浄光は一世の寂如から安祥寺流を伝受したと考えられる。

(4) 四世 性海普観

り、普観の出自を知ることができる。差出した「宝暦八年戊寅春三月光公正興付嘱之願 奉願覚」には、次のようにあ三世の浄光が、正興庵を普観に附嘱するために森田清之進手代の笹倉善兵衛に

奉存候。性海比丘出生之義ハ、名東郡島田村常右衛門伜ニ而御座候。病身ニ御座候ニ付、寺役等難相勤、附法之弟子性海比丘へ正興庵附嘱仕度○拙僧義、去ル丑ノ五月、寂門比丘ゟ正興庵之義受付嘱、住職仕罷在候所、

する。 て正興庵の住職となり、安永五(一七七六)年十二月十一日、五十三歳にて遷化右衛門の子息として生まれた。宝暦八(一七五八)年三月五日、浄光の附嘱によっ四世普観は、もと意清と称し、享保九(一七二四)年、徳島県名東郡島田村常

い上げると、次のようになる。 『瑞龍志』『灌頂授法暦名』に記録される普観の伝受・相承に関する記事を拾

○ (延享四年) 夏四月、剛公授祥流秘策于意清 (後改普観)。

(『瑞龍志』、『正興寺』 三五頁)

○(延享)四年丁卯之歳五月廿一、起首剛公授祥流秘策于廿有五人于淡之真 【『王章元』 『丁明元』 『三月』

普観 *この記事、 『瑞龍志』(『正興寺』三六頁) 〔『灌頂授法暦名』、『正興寺』二〇八頁) では「五月復授祥

(宝暦) 流秘策于廿五人于淡州真応寺」とある。

 \bigcirc

五年乙亥之歳夏五月十八、起首剛公授密軌于三十人。 (『灌頂授法暦名』、『正興寺』二〇九頁)

 \bigcirc (宝暦) 十有二年〇三月初五、 剛公建漫怚邏、授具支灌頂於観公。 (『瑞龍志』、『正興寺』四一頁)

(明和五年) 秋九月、 観公受西院法流于密門公于和州。此伝授自秋至冬六

 \bigcirc

年春書写秘策而帰

(『瑞龍志』、 『正興寺』四六頁)

ら密軌を授けられている。そして、宝暦十二(一七六二)年三月、三十九歳で、 して見れば、四世普観は、もっぱら二世の義剛を師として相承したことが分かる。 ら翌年春まで、和州にて密門から西院流を伝授されている。安祥寺流の相承に関 義剛より具支灌頂を受けている。また、四十五歳の明和五(一七六八)年九月か 祥寺流の秘策を受け、宝暦五(一七五五)年五月、三十二歳にて、同じく義剛か 普観は、二十四歳の延享四(一七四七)年四月から五月にかけて、義剛より安 『安流正統血脉』『正興庵血脉』では、普観の相承について、次のように記し

 \bigcirc 『安流正統血脉

浄光 普観

 \bigcirc 『正興庵血脉』

義剛 − 浄光 -- **普観** 四世

を記している。そして、浄光からの伝受を「重受」であると朱書にて注記してい 安流正統血脉』では、 『正興庵血脉』では、 義剛から伝受され、さらに浄光からも伝受されたこと 普観は浄光から安祥寺流を伝受したとする。これとは

> 庵と、正興庵にて管理していた聖教類を附嘱(伝授)したことを示すものであり、 観のことを「附法之弟子性海比丘」と記したのは、浄光が住職を務めていた正興 子との関係ではなかったのではないかと推測される。 『正興庵血脉』が「重受」と注記するような一流伝授によって結ばれた師匠と弟 先に引用した「宝暦八年戊寅春三月光公正興付嘱之願 奉願覚」に、浄光が普

(5) 五世 浄遍普海

めていたようである。 四歳で遷化したとされる。 を継ぎ、五十一歳で正興庵住職となり、安永九(一七八〇)年四月二十日、六十 二(一七一七)年、那賀郡南島に生まれ、明和五(一七六八)年三月、普観の後 九庚子四月二十日閉眼 『正興寺』の記述によれば、五世の普海の墓石には「当山第五世字浄遍 世寿六十有四 正興庵の住職に就任する以前には、法満寺の住職を務 法﨟三十夏」と刻まれる。普海は、享保

次のようになる。 『灌頂授法暦名』に記録される普海の伝受・相承に関する記事を取り上げると、

 \bigcirc ○延享三年丙寅之歳秋月八月五日、 (宝曆) 七年丁丑之歳春三月、 普海 字浄遍法満寺主 為故和尚十七回忌追福、剛公授祥流諸尊法 剛公開席、授密軌于十七人于瑞龍 (「灌頂授法曆名」、『正興寺』二〇八頁)

于十一人。

(明和) 五年春三月、観公初建壇于瑞龍、灌頂受者十九人。始自十六至廿一。 (「灌頂授法暦名」、『正興寺』二〇九頁

(明和) 七年夏四月朔"『至十六"観公授中流于十一人。

(「灌頂授法曆名」、『正興寺』二一三頁

 \bigcirc

随流印可

0

(「灌頂授法暦名」、『正興寺』 二一四頁

(明和八年) 五月廿六日、 起首観公授大日経疏于八人。

0

(安永二年) 夏五月、 観公授祥流秘策于七人。

 \bigcirc

(「灌頂授法暦名」、『正興寺』二一五頁

(「灌頂授法暦名」、『正興寺』二一五頁

世の義剛より密軌を受けている。さらに、宝暦七(一七五七)年、四十一歳の三 法満寺住職であった普海は、二十歳の延享三(一七四六)年八月に、正興寺二

同じく義剛より安祥寺流の諸尊法を伝授されている。その後、明和五(一

月には、

明和八(一七七一)年五月に、普観から大日経疏を受け、安永二(一七七三)年 五月、五十七歳の普海は、普観より安祥寺流の秘策を受けている。 け、明和七(一七七○)年四月には、同じく普観から中院流を伝授されている。 七六八)年三月、五十二歳の普海は、正興寺四世の普観より随心院流の印可を受

後、五十七歳になって、四世普観から秘策を伝授されたことが理解される。 これらのことからすれば、普海は安祥寺流の諸尊法を二世の義剛より伝受した

うに記している。 『安流正統血脉』『正興庵血脉』では、普海の安祥寺流相承について、次のよ

\bigcirc 『安流正統血脉

浄光 普観

\bigcirc 『正興庵血脉』

義剛」 − 浄光 = - 普観 一普観-「重受」(朱) - 普海

義剛と普海との直接的な関係を見ていないと考えられる。 の伝受を安祥寺流の伝受と見なし得るかどうかに問題が残されるが、血脉二種は いずれも、四世の普観からの相承を記すにとどまっている。義剛からの諸尊法

(6) 六世 恵中照如

次のように記されている。 その墓石には「当山第六世和尚字恵中、文化十年癸酉十一月九日示寂 文化十(一八一三)年霜月九日、六十四歳にて遷化する。『正興寺』によると、 として生まれた。宝暦八(一七五八)年、九歳で正興寺に入寺し、安永九(一七 之丞、太田源右衛門に提出された宗判指出「同秋八月廿九日宗判指出覚」には、 八〇)年四月、三十一歳で五世の普海の後を継いで正興寺住職となる。そして、 正興寺六世の照如は、寛延三(一七五〇)年、讃州寒川郡志度浦の長十郎子息 世寿六十四歳」と刻まれるという。また、安永九年八月に照如から吉岡宅 僧﨟三十

○正興庵者、 小野随心院殿御門跡御法末之真言律宗二紛無御座候。 拙僧出生

> 之義ハ、讃州寒川郡志度浦長十郎伜、九歳ゟ当村正興庵弟子ニ罷成、安永 九年四月台、正興庵請取住居仕罷在候

次のようなものがある。 『瑞龍志』『灌頂授法暦名』に見られる照如の伝受・相承にかかわる記録には

(明和) 四年丁亥夏四月、 廿八安 — 照如 剛公開壇瑞龍、灌頂受者廿六人。 (「灌頂授法曆名」、『正興寺』二一二頁

0

- (明和四年) 秋九月初二、起首観公授中流于十七人於佐那川内宝蔵寺。
- 0 (「灌頂授法曆名」、『正興寺』二一三頁)
- (明和) 五年春三月、観公初建壇于瑞龍、灌頂受者十九人。始自十六至廿一。 随流印可 照如 (「灌頂授法曆名」、『正興寺』二一三頁)

 \bigcirc

 \bigcirc (明和六年) 冬十月朔、起首観公授祥流于四人。

(「灌頂授法曆名」、『正興寺』二一四頁

0 (明和八年) 五月廿六日、 起首観公授大日経疏于八人。

(「灌頂授法暦名」、『正興寺』二一五頁

 \bigcirc (安永三年) 秋八月、海公授密軌于五人。

照如恵中 観公授灌頂于廿二人。 **「瑞龍志」、『正興寺』四九頁**

0 (安永) 四年夏四月、

四日

随 — 印可

照如

(「灌頂授法暦名」、『正興寺』二一六頁

 \bigcirc (安永五年) 三月十一日辰上、於正興道場、照如受得菩薩苾蒭律儀矣。 (「瑞龍志」、『正興寺』 五〇頁

海公伝祥流淵奧于照如·弁如。

 \bigcirc

(安永八年) 夏四月、

(「瑞龍志」、『正興寺』五一頁)

公之蘊其竭于斯焉。又再受随流之印可。 (天明元年) 冬十月、照公参于西讃誕生寛充大僧都、受醍醐三宝之流、雄 (「瑞龍志」、『正興寺』 五三頁)

*西讃誕生院(善通寺)の寛充大僧都は徳島潘馬宮玄益の子で、 坊城俊親卿の猶子。阿州板野郡松茂村長岸の観音寺にて病死。

「瑞龍志」、『正興寺』五三頁)

(天明三年) 夏四月、照公随南山密門和尚、受小嶋法流于淡州須府。

(「瑞龍志」、『正興寺』 五三頁)

(文化四年) 秋九月、 照公就密門公、 再 (受) 中院于熊谷寺

 \bigcirc

(「瑞龍志」、 『正興寺』 六二頁

○(文化六年)秋八月九日、如公随密乗律師、受于西流許可于来福寺。

(文化六年) 秋八月九日、照如従密乗比丘、受于西院印可于来福寺。(「灌頂授法曆名」、『正興寺』二二七頁)

 \bigcirc

(「瑞龍志」、『正興寺』 六二頁)

られる。正興寺住職となった後の、天明元(一七八一)年十月には、讃州善通寺 り中院流を伝授されている。翌明和五(一七六八)年三月、正興寺にて普観より 寺流の伝法灌頂を受けた後、 を受け、三十歳の安永八(一七七九)年四月には、普海より再び安祥寺流を授け 受けている。安永五(一七七六)年三月、正興寺にて普海より菩薩・苾芻の律儀 る。二十六歳の安永四(一七七五)年四月には、普観より重ねて随心院流印可を 疏を受け、安永三(一七七四)年八月には、五世の普海より密軌を授けられてい 随心院流印可を受ける。さらに、二十歳の明和六(一七六九)年十月、正興寺に 郡土成の熊谷寺にて、密門より中院流を伝授される。さらに、六十歳の文化六(一 寺の密門より小島流を受けたほか、五十八歳の文化四(一八○七)年九月、板野 にて、寛充大僧都より三宝院流を受け、三たび随心院流の印可を受けている。ま 八〇九)年八月には、徳島寺町の来福寺にて、密乗房龍海より西院流を受けてい た、天明三(一七八三)年四月、三十四歳の照如は、淡州洲本にて、高野山円诵 て普観より安祥寺流を伝受される。明和八(一七七一)年五月、普観より大日経 照如は、十八歳の明和四(一七六七)年四月に、正興寺にて二世の義剛に安祥 同年九月には、佐那河内の宝蔵寺にて四世の普観よ

が理解される。四世の普観から一流伝授を受けたほか、五世の普海からも一流伝授を受けたこと四世の普観から一流伝授を受けたほか、五世の普海からも一流伝授を受けたこと照如における安祥寺流の相承関係を見ると、二世義剛の伝法灌頂を始めとして、

○『安流正統血脉

第二世 第三世 第四世 第五世 第六世 義剛 —— 浄光 —— 普観 —— 普海 —— 照如

〇『正興庵血脉』

養剛 ── 浄光 ── 普観 ── 普海 ── 照如 養剛 ── 浄光 ── 普観 ── 普海 ── 照如

頂、四世普観からの相承については記載されないことが分かる。 二種の血脉ともに、五世の普海からの相承を記しているが、二世義剛の伝法灌

(7) 七世 霊塔常如

律師伝』には次のようにある。
崔師伝』には次のようにある。
正興庵七世である常如の遷化の後に八世の菩提華が記した『正興七世霊塔常如

- 第二子也。以天明六年丙午九月廿六日生焉。○師諱常如、字霊塔。撫養南浜人也。姓川嶋氏、父曰和平、母曰慶女。師其
- ○十有四歳、師照如和尚薙髪脱白。
- ○享和二年壬戌秋九月、師十七、受伝法職位于師主和尚。三年癸亥、以法縁○享和二年壬戌秋九月、師十七、受伝法職位于師主和尚。三年癸亥、以法縁
- ○既然已心志自弛也、病悩日新、雖司命終難救焉、仍以文化十二年乙亥冬十化九年壬申春二月廿日、随師主受菩薩苾芻戒。冬十二月、補和尚処、住持正興寺。時年二十七也。 正興寺。時年二十七也。 正興寺。時年二十七也。

二月十三日、泊焉示寂。

春秋三十、

法腐四夏

二十七歳で正興寺の住職となるものの、文化十二(一八一五)年十二月十三日、文化二(一八〇五)年には能満寺住職を辞す。文化九(一八一二)年十二月二日、入寺し、享和三(一八〇三)年八月、十八歳で能満寺の住職となるが、三年後の次男として生まれた。寛政十一(一七九九)年、十四歳で正興庵六世の照如室にこれによると、七世の常如は天明六(一七八六)年、板野郡南浜村、川嶋和平

 \bigcirc

亥十二月十三日寅刻示寂 三十歳の若さで遷化した。常如の墓石には「当山第七世律師字霊塔三十歳の若さで遷化した。常如の墓石には「当山第七世律師字霊塔 僧﨟四夏 寿三十」とあるという。 文化十二乙

『瑞龍志』『灌頂授法暦名』には、次のような伝受・相承の記録が見出せる。

(寛政十二年) 秋九月、 (廿七) 日受明 常如 如公建壇瑞龍、授灌頂受者八人。 当山資霊塔

 \bigcirc

(「灌頂授法曆名」、『正興寺』二二四頁)

 \bigcirc (享和元年) 冬十一月、 常如 当院資霊塔 如公于霊山寺、授于三流秘策于十八人。 (「灌頂授法曆名」、『正興寺』二二四頁)

 \bigcirc (享和二年) 秋九月、 如公建壇于瑞龍、灌頂授法于五人。

二十日安 — 伝 —

常如 当院資霊塔

(「灌頂授法曆名」、『正興寺』 二二四頁)

○文化元甲子中秋、如公幸心 — 秘策授于六人。

照如資

(「灌頂授法曆名」、『正興寺』二二五頁

 \bigcirc (文化) 三年春正月、如公於瑞龍、 授祥流普通資常如

(「灌頂授法暦名」、『正興寺』 二二五頁)

(文化三年) 冬十一月、 如公中院流授于三人于瑞龍。 (「灌頂授法曆名」、『正興寺』二二六頁)

(文化六年) 冬十月、如公開壇瑞龍、授于灌頂于九人。 随流印可 常如 当院資无障初日霊塔

 \bigcirc

常如 正興資霊塔

(「灌頂授法暦名」、『正興寺』 二二七頁)

(文化十年) 春三月、 飛錫讚丸亀、就慧岳師、聴住心品疏。

 \bigcirc

(「瑞龍志」、『正興寺』 六三頁)

照如から随心院流印可を受ける。さらに、文化九(一八一二)年には、照如から、 され、文化三(一八〇六)年正月には、安祥寺流を伝授されている。また、同年 菩薩苾芻戒を受ける。また、文化十(一八一三)年三月には、讃州丸亀に出かけ、 十一月に、照如より中院流を伝受する。二十四歳の文化六(一八〇九)年十月、 能満寺住職であった文化元(一八〇四)年八月、照如より三宝院流幸心方を伝授 年九月、照如より安祥寺流の伝法灌頂を授けられる。この時、十七歳であった。 寺にて照如を師として三宝院流秘策を受けている。そして、翌享和二(一八〇二) 翌年九月に照如より受明灌頂を受ける。享和元(一八〇一)年十一月には、霊山 常如は、十四歳の寛政十一(一七九九)年に正興寺六世照如のもとに入寺し、

慧岳師から大日経住心品疏講伝を聴講している。

たことが理解される。 安祥寺流の伝受・相承に限ると、伝法灌頂・一流伝授ともに六世の照如に受け

うに記されている。 『安流正統血脉』 『正興庵血脉』には、常如の安祥寺流相承について、次のよ

 \bigcirc 『安流正統血脉』

^魚照如 第七世 常如

『正興庵血脉』

 \bigcirc

正興 七世

照 頭 山 常如

伝受・相承の実態と齟齬するものではない。 二種の血脉ともに、六世照如から法流を相承したことを記しており、 右に見た

(8) 八世 祥瑞菩提華

た宗判指出「(文化十三年八月)申上覚(宗判指出)」に次のような記述がある。 文化十三(一八一六)年八月、正興庵八世の菩提華から宗門御奉行宛に出され

○正興庵者、京都小野随心院殿御門跡御法末之真言律宗ニ紛無御座候。拙僧 二月、正興庵請持住務仕候。 義ハ、出生者同郡木津野村岑次、 去ル文化十二十

十四歳にて遷化する。 世の菩提華は、もと円如と称した。文化十二(一八一五)年十二月十三日、六十 六歳で常如を継いで正興寺住職となり、文政六(一八二三)年十一月十九日、七 寛延三(一七五〇)年、鳴門市木津町木津野、岩朝官次の嫡子として生まれた八 (註記)

ようなものがある。 『瑞龍志』『灌頂授法暦名』に見出される菩提華の伝受・相承の記録には次の \bigcirc

(文政元年) 冬十月、

 \bigcirc

 \bigcirc

(安永) 四年夏四月、

観公授灌頂于廿二人。

六日 三一印可

円如

(「灌頂授法曆名」、 『正興寺』 二一六頁

 \bigcirc (明和) 四年丁亥夏四月、 晦日受 — 台 円如 剛公開壇瑞龍、 灌頂受者廿六人。

五月朔受 — 金 如先台 (「灌頂授法曆名」、『正興寺』二一二頁)

 \bigcirc (明和) 十六安— 五年春三月、観公初建壇于瑞龍、灌頂受者十九人。始自十六至廿一。 円如

随流印可 円如

(「灌頂授法暦名」、 『正興寺』二一三頁

0 (明和) 八年春二月、 観公授中流于円如与海典

(「灌頂授法暦名」、 『正興寺』二一四頁

 \bigcirc (安永) 二年春三月、 観公修灌頂、受者廿五人。

随 — 印可 円如 (「灌頂授法暦名」、 『正興寺』二一五頁

 \bigcirc (安永三年) 秋八月、海公授密軌于五人。

増宥文津 弁如大勇 照如恵中 円如祥瑞 妙住義仙

(「瑞龍志」、『正興寺』 一四九頁)

(文政元年) 夏四月十一日、 受西院流于密乗和尚于蓮光寺

(「瑞龍志」、『正興寺』 六六頁

菩提華徂西讃誕生院、受随流印可於厳蔵権僧正。

(「瑞龍志」、『正興寺』 六六頁

年には、淡州洲本の蓮光寺にて密乗より西院流を受け、十月には讃州の善光寺に り三宝院流の印可を受けている。正興寺住職に就任した後の文政元(一八一八) けられる。更に安永四(一七七五)年四月、二十六歳の菩提華(円如)は普観よ 再び普観より随心院流の印可を受け、翌年八月に正興寺五世の普海から密軌を授 の義剛より台金の受明灌頂を受け、翌年三月には四世の普観に従って安祥寺流の て厳蔵より随心院流の印可を受けている。 伝法灌頂とともに、随心院流の印可を受ける。また、二十二歳の明和八(一七七 一)年二月には、普観より中院流を伝受される。安永二(一七七三)年三月には 菩提華は、十八歳であった明和四(一七六七)年四月晦日と五月朔日に、二世

> ○伊吾菩提華、以嘗忝入普観禅師室、 亡論不得已也 伝吾山法流、 故暫継其跡、 以保法命。

観から正興庵の法流である安祥寺流を伝受したと考えられる。 これによると、菩提華は普観から安祥寺流で伝法灌頂を受け、 さらに同じく普

ように記している。 『安流正統血脉』 『正興庵血脉』 には、 菩提華の安祥寺流相承について、 次の

『安流正統血脉

0



『正興庵血 脉

 \bigcirc



関係を見ることはできないのではないかと思われる。 すれば、七世の常如の伝記である『正興七世霊塔常如律師伝』の中で、常如の跡 筆で「重受」と注記する。ただしかし、もし常如より安祥寺流を伝受していたと の常如からの相承についても記す。特に『正興庵血脉』では常如からの相承を朱 の関係は、正興庵と伝来の聖教類の相承を記したものであり、 より安祥寺流を伝受したことに触れていないのは不自然である。常如と菩提華と を継いで正興庵住職となることについて述べるのにあたって、 両血脉共に四世普観から菩提華 (円如)への相承を記している。その上に七世 菩提華自身が常如 「重受」といった

9 九世 霊巌黙雅 (十一世再住

太田章太郎に提出した宗判指出「申上『覚」には次のようにある。 九世の黙雅が自らの出生などについて、文政七(一八二四)年に原与右衛門

○正興庵者、 当郡東中富村高橋作左衛門二 小野随心院殿御門跡御法縁真言律宗。紛無御座候。 二男。拾 一歳

方名東郡城

之内村

童学寺

弟資相

成

録が見られない。菩提華は、

法灌頂を授けられたことが記録されるだけで、安祥寺流の一流伝授についての記

自身が作成した『正興七世霊塔常如律師伝』にお

七世の常如の跡を継いで正興庵住職になることを次のように述べている。

安祥寺流の相承という目で見ると、明和五年三月に普観によって安祥寺流の伝

被仰付、住務罷在候。 文化七午正月ゟ童学寺請持住居罷在候。然処去文政六未十一月、当庵伝住文化七午正月ゟ童学寺請持住居罷在候。然処去文政六未十一月、当庵伝皇

には、次のように記される。 差出された隠居願「同(文政七)年冬十一月廿九日隠居願書指出〝奉願口上覚』また、文政七年十一月に、黙雅から黒田安左衛門・野口是兵衛・笹倉真佐介に

童学寺、帰住被仰付可被下奉願上候。 済、律儀綿密"相勤居申候。何卒、右信敞比丘"後住職被仰付、拙僧義者、済、律儀綿密"相勤居申候。何卒、右信敞比丘"後住職被仰付、拙僧義者、比丘弟資信敞比丘、附属仕度奉存候。尤、当庵相承之諸聖教等一切伝受相、病身"而遠路歩行等難仕候"付、当庵並"真俗二諦之諸道具等迄、先師祥瑞病身"而遠路歩行等難仕候"付、当庵並"真俗二諦之諸道具等迄、先"近年○出僧義、去十一月、童学寺ゟ当庵、転住被仰付、兼務行罷在候。然""近年

黙雅の伝記である『正興九世黙雅大和尚伝』には次のように記載される。

○安永六丁酉年三月四日金曜觜宿火性之生。……十歳之冬、頻欣出家。父随 身而東明山拝偈等観和尚。和尚一視潜称法器。……十五歳寛政三辛亥年三 同冬沐伝法灌頂矣。亦中院流、及憲深方習和尚。二十五歳自正月、伝受安 密乗大律師、拝聞梵網經・寄帰伝・十巻疏。随観善法印而、閲倶舎・唯識、 七人等者拾豫也。 未年七月二十四日示微疾遷化。……伝法灌頂男僧五十一人、法流伝授四十 尚転住大坊矣。則以童学寺、被附嘱黙雅和尚、歳三十三也。……天保六乙 子年之冬、暨帰錫登高野山、祈菩提心於奧院廟前矣。十二月、帰錫之後者、 流於和尚、夜屢麿戒珠矣。二十六歳春、擕錫於河内延命寺、懇拝心净大和 拝経歴和尚学両一乗。二十四歳寛政十二庚申年六月、受大戒於等観和尚、 月五日、 本尊之暇惜寸隙、研磨伝授之法流矣。粤文化六己巳歳秋、憑公命、等観和 伝受西院流、研究諸儀軌、 撰栄宿日、拝和尚、剃髪改幼名、所授諱黙雅字霊巖。……後、就 恐多所漏矣。 兼習悉曇、再伝安流矣。二十八歳文化元甲

(一八二三)年、四十七歳で正興庵の九世住職となる。文政七(一八二四)年に剃髪する。文化七(一八一〇)年正月、三十四歳で童学寺の住職となり、文政六次男として誕生し、寛政三(一七九一)年、十五歳で童学寺住職の等観のもとで正興庵九世の黙雅は、安永六(一七七七)年に板野郡東中富村の高橋作左衛門正興庵九世の黙雅は、安永六(一七七七)年に板野郡東中富村の高橋作左衛門

巖 天保六歳次乙未七月廿四日寂 本廟在于童学寺中」と刻されるという。十四日、五十九歳であった。正興庵境内の「瑞龍衆主塔」には「九世黙雅公字霊ら同年十月まで正興庵に再住する。黙雅の遷化は、天保六(一八三五)年七月二正興庵住職を慧閎に譲るが、慧閎の遷化によって、文政十(一八二七)年四月か

ているように記している。あるが、『安流正統血脉』には、次のように正興庵八世の菩提華から伝授を受けあるが、『安流正統血脉』には、次のように正興庵八世の菩提華から伝授を受けていないと考えられる黙雅で

)『安流正統血脉』

菩提華 —— 黙雅

は、等観に至る安祥寺流相承の流れを明らかにする必要がある。は、『正興九世黙雅大和尚伝』の記述から確かなことであると考えられる。今後の相承を示すものであろう。黙雅が童学寺の等観より安祥寺流を伝受されたことこれは、安祥寺流の相承関係を示すものではなく、正興庵および所蔵の聖教類

(10) 十世 信敞慧閎

さんぽら。 身が太田章三郎に提出した「秋八月宗門改書物如左 申上ル覚」に次のように記身が太田章三郎に提出した「秋八月宗門改書物如左 申上ル覚」に次のように記 正興庵の十世である慧閎の出生などについて、文政八(一八二五)年に慧閎自

○正興庵者、小野随心院殿御門跡御法縁真言律宗"紛無御座候。拙僧義者、

0

(文化) 十四年春三月五日六日、

菩提華初開壇灌頂。

 \bigcirc

庵住職被仰付相務罷在候。中村北島金次兵衛三男『而、十四歳ゟ当庵弟資相成』、去ル申年十二月、当中村北島金次兵衛三男『而、十四歳ゟ当庵弟資相成』、去ル申年十二月、当

十四日示寂 臈三夏 世寿二十八」とあるという。 『正興寺』には、正興庵境内の墓石に「当山第十世律師字信敞 文政十丁亥四月就く。しかし、文政十(一八二七)年四月十四日、二十八歳の若さで遷化する。そして、文政七(一八二四)年十二月四日、二十五歳にて正興庵住職に兵衛三男として出生し、文化十(一八一三)年、十四歳で正興庵七世常如の弟子「金」といる。 「正興寺」には、正興庵境内の墓石に「当山第十世律師字信敞 文政十丁亥四月就く。しかし、文政十(一八二四)年十二月四日、二十五歳にて正興庵住職に上郷寺」には、正明帝境内の第二十四日示寂 臈三夏 世寿二十八」とあるという。

記事がある。 『灌頂授法暦名』『瑞龍志』には、慧閎の伝受・相承の記録として次のような

○(文化十年)冬十月十三日、令中村金次兵衛末男文蔵(十四才)剃髪染衣。

(文化)十一年春二月、常如開壇正興、授灌頂二夜十八日十九日。名曰慧閎信敞。 (「灌頂授法暦名」、『正興寺』二二九頁)

受明 金 慧閎 信敞 (「灌頂授法暦名」、『正興寺』二二九頁)

同日(五日)安伝 恵閎 当院資信敞

(「灌頂授法曆名」、『正興寺』二三〇頁

○(文化)十五年秋八月七日、授安流秘策于寂心等五人。

○文政二春三月廿四五日、開于瑞龍灌頂受者十三人。恵閔 字信敞当院資 (「灌頂授法暦名」、『正興寺』二三○頁)

恵宏 当院弟子信敞 (「灌頂授法暦名」、『正興寺』二三一頁)○同年(文政二年)夏四月、応請于淡陽国箇邑延命寺、授中流秘策于廿一人。随 — 恵宏 字信敞当院資(「灌頂授法暦名」、『正興寺』二三○頁)

随聞記秘訣于廿二人、附授五古秘訣。○(文政二年)夏閏四月、応于請同国(淡州)志筑浦引摂寺、伝両部万茶羅

恵宏 正興庵資 (「灌頂授法暦名」、『正興寺』二三一頁)

「文政二年)秋九月十九日、授三宝院流授于長道等十六人。

(文政四年)秋九月、応請于淡陽榎並荘賢光精舎、伝法灌頂受者如左。 恵宏 当庵資信敞 (「灌頂授法曆名」、『正興寺』二三二頁

(七日) 同(憲一) 伝法 慧宏 信敞

 \bigcirc

 \bigcirc

(「灌頂授法暦名」、『正興寺』二三二頁

証明比丘衆数人。 (「瑞龍志」、『正興寺』六九頁)(文政七年二月)廿八日卯之上刻、恵閎以三昧(耶)戒儀受得顕密二戒了。

 \bigcirc

華より安祥寺流で伝法灌頂を受け、一八一七)年、十八歳の時に正興庵八世の菩提 要としている。文化十四(一八一七)年、十八歳の時に正興庵八世の菩提 要している。文政二(一八一九)年二十歳の三月には、菩提華より随心院流の伝 さらに同年九月には、小松島の国伝山にて、菩提華より三宝院流覚雄方を伝受した。そして、文政四(一八二一)年二十歳の三月には、菩提華より随心院流の伝 意深方の伝法灌頂を受けている。文政七(一八二四)年二月に顕密の二戒を受け た。そして、文政四(一八二一)年二十一歳の時、淡州賢光寺にて、菩提華より 憲深方の伝法灌頂を受けている。文政七(一八二四)年二月に顕密の二戒を受ける。 たのは、正興庵九世の黙雅からであったと考えられる。また、先にも引用した九 世黙雅の隠居願には「先師祥瑞比丘弟資信敞比丘、附属仕度奉存候」とあり、慧 関が八世菩提華の弟子であったことが知られ、慧関の相承した安祥寺流も、菩提 華より伝受したものであることが理解される。

これに対して『安流正統血脉』には、次のように記される。

〇『安流正統血脉』

第八世 第九世 第十世 **菩提華 ―― 黙雅 ―― 恵宏**

できない。今後は、童学寺に残された聖教・典籍による検証が必要である。いものの、黙雅が童学寺住職であった時に安祥寺流の伝授を受けた可能性は排除ては、『灌頂授法暦名』のように、黙雅の正興庵住職時代の記録には認められなきであると考えられるが、血脉にはそれが示されない。黙雅との相承関係につい安祥寺流の相承という観点からすれば、八世の菩提華からの相承が示されるべ

(11) 十二世 密蔵百光

百光和尚肖像中の伝記には次のように記されている。正興庵十二世の百光の出生・経歴について、明治五(一八七二)年に作られた

○和尚名百光、字密蔵者、出讃州伊藤氏。……附本藩撫養正興庵第六世照如

跡為此第十一世。而院適流安祥流則受於菩提花下也焉。……以今茲万延紀 其性実、且知堪之伝燈、計属其後。然和尚性遜退俯仰、固辞不止、竟継院 以己一日歯之長無抗礼之也。常雖別居于円通必不闕時々之定看。恵閎以感 属菩提花金剛照瑞、々々属黙雅、黙雅属恵閎。而和尚事之諸師、 有病苦或事故、不弛其戒行也。師照如以文政十丁亥歳、属後於弟子常如、々々 北板野郡高房村円通寺而、受三聚大戒於黙雅律師。既受而持之猶守命、以 軌之四度加行・護摩・灌頂、及諸部之経軌、 履暦書影像之上。……秘密金剛乗中々講義玉峯謹識時壬申秋九月廿六日也 元七月十五日、逝然入寂。生寿七十六、夏三十六。遺弟光円乞以和尚生涯 求為僧。律師者一時緇門之名流也。……及至其廿五六歳也、所為宗 無不尽其精微矣。已長而住城 猶事照如。

光自らが次のように記している。 また、「(文政十一年)八月十九日宗門御請判之砌、百光俗生書之控」には、また、「(文政十一年)八月十九日宗門御請判之砌、百光俗生書之控」には、 百

○拙僧俗生之儀者、讃州寒川郡宮西村伊藤弁次郎三男≒而御座候処、以法縁 当郡高房村円通寺住職仕、又去。亥十月、当庵、転住被仰付相務罷在候。 之因、十三才之節、当庵、罷越、、弟子分。相成,居申候。然処享和三亥年、

であった。
『神経』となったのは、文政十(一八二七)年十月二日、四十三歳の時興庵の十二世住職となったのは、文政十(一八二七)年十月二日、四十三歳の時 その後、享和三(一八〇三)年、十九歳で高房村の円通寺住職となり、続いて正 七九七) 年、十三歳で正興庵に入寺する。当時の正興庵住職は六世照如であった。 五 (一七八五) 年、讃州寒川郡宮西村、伊藤弁治郎三男として生まれ、寛政九 (一 万延元(一八六〇)年に七十六歳で遷化したことをもとにすると、百光は天明

うなものがある。 『瑞龍志』『灌頂授法暦名』に見出される百光の伝受・相承の記事には次のよ

 \bigcirc (寛政) 九年春二月、如公開壇瑞龍、授灌頂于二十三人。 廿八日受明 百光 同 (正興資) 密蔵

(「灌頂授法曆名」、『正興寺』二二二頁)

(寛政十二年) 秋九月、如公建壇瑞龍、授灌頂。受者八人。 同(廿七)日地— · 伝 | 百光 当院資密蔵

 \bigcirc

(「灌頂授法曆名」、『正興寺』 二二四頁)

 \bigcirc (文化三年) 冬十一月、如公中院流授于三人于瑞龍 百光 高房円通寺主密蔵 (「灌頂授法暦名」、『正興寺』二二六頁)

(文化六年) 冬十月、如公開壇瑞龍、授于灌頂于九人。

0

中院印可 心 百光 高房円通寺主密蔵

(「灌頂授法暦名」、『正興寺』 二二七頁)

(文化九年) 夏四月、如公十八度啓于壇瑞龍。 受者五人。

 \bigcirc

安一印可 百光 高房円通寺主密蔵房

(「灌頂授法曆名」、『正興寺』二二七頁)

(文化十三年) 秋九月、 円通寺主密蔵 華公始テ授于両部曼荼羅秘訣ヲ四人。 (「灌頂授法曆名」、『正興寺』二三〇頁

同

○文政二春三月廿四五日、開于瑞龍灌頂。受者十三人。

西院 百光 円通寺主字密蔵

(「灌頂授法曆名」、『正興寺』二三〇頁

 \bigcirc (文政二年) 秋九月十九日、授三宝院流。授于長道等十六人。

百光 円通寺密蔵 (「灌頂授法曆名」、『正興寺』二三二頁

 \bigcirc 八日而終。 (文政六年) 五月、授神道于南山教学院継実、円通寺百光、真福寺宥義 「灌頂授法暦名」、『正興寺』二三三頁)

〇 (文政十年)七月廿四日卯上刻、 比丘衆五人。 百光以三昧耶戒儀受得顕密二戒了。証明 (「瑞龍志」、『正興寺』七一頁)

部曼荼羅秘訣を受け、文政二(一八一九)年三月に、菩提華より西院流の伝法灌 印可を受けている。また、文化九(一八一二)年四月、二十八歳で、照如より安 を伝授され、文化六(一八〇九)年十月、二十五歳で照如より中院流心南院方の 地蔵院流の伝法灌頂を受ける。文化三(一八〇六)年十一月には照如より中院流 受明灌頂を受けている。寛政十二(一八〇〇)年九月、十六歳で照如より三宝院 あったと推測される。 顕密二戒を受得する。この二戒を授けたのは、当時正興庵に再住していた黙雅で 頂を受けるとともに、同年九月には、菩提華より三宝院流を受けている。文政六 祥寺流の印可を受けている。さらに文化十三(一八一六)年には、菩提華より両 (一八二三) 年には、菩提華から神道を伝授され、文政十 (一八二七) 年には、 百光は、寛政九(一七九七)年に正興庵六世の照如のもとに入寺し、二月には

百光の伝記にある「而院適流安祥流則受於菩提花下也焉」からすれば、八世の菩 安祥寺流の伝受についてみると、文化九年の照如による伝授が考えられるが、

「一記」ので、これでは、こうでは、目に提華からも伝受したことが考えられる。

うに記される。 百光における安祥寺流の伝受・相承に関して、『安流正統血脉』には、次のよ

○『安流正統血脉』



むすひ

の実態を検証しつつ行うことの必要性が、あらためて明らかになった。が分かった。法流の相承を論ずる際には、血脉に頼るだけではなく、伝受・相承れる相承の流れが、必ずしも相承の実態を正確に反映しているわけではないこと興庵血脉』に記される相承の流れとを比較検討してきた。その結果、血脉に記さ職の伝受・相承の実態を探り、あわせて国伝山に伝存される『安流正統血脉』『正正興庵の歴代住職が行った伝授の記録、住職の伝記を主たる資料として、各住正興庵の歴代住職が行った伝授の記録、住職の伝記を主たる資料として、各住

聖教も数多く残されていると思われる。今後は、正興庵伝存文献についての悉皆する伝受目録、伝受日記のような記録や印信類、また、伝受に際して書写されたほとんどを見逃すこととなった。恐らく正興庵には、各住職が伝受した法流に関ほとんどを見逃すこととなった。恐らく正興庵には、各住職が伝受した法流に関その受者を確認するという方法を用いて、伝受・相承の関係を検証していった。本稿では、正興庵歴代住職が行った伝授の記録である『灌頂授法暦名』から、本稿では、正興庵歴代住職が行った伝授の記録である『灌頂授法暦名』から、

の悉皆調査が必要である。また、童学寺のような正興庵と深い関係を有する寺院についても、その伝存文献調査を行うことをとおして、各住職の修学実態を明らかにすることが課題となる。

注

- 冊〕』(平成二十六年)、8箱10参照。(1)原卓志・梶井一暁・平川恵実子編『国伝山宝珠院地蔵寺所蔵文献目録〔下
- (2) 国伝山地蔵寺蔵『四種《刈支度/同記※※※/同口傳『ヨ盟盛経』(9箱61)の条、二〇一九年三月)参照。
- 百五十周年記念会、一九七四年)に収録されたものである。(3)本稿で使用する正興寺伝存資料は、吉田寛如編『正興寺』(正興寺開創)
- を補って称する。不可壊堂老和尚行業記』の誤りであろう。本稿では以下に引用する場合に「堂」不可壊堂老和尚行業記』の誤りであろう。本稿では以下に引用する場合に「堂」なお、『正興寺』には『正興開基不可壊老和尚行業記』、二五〇~二五二頁。(4)注(3)文献所収『正興開基不可壊老和尚行業記』、二五〇~二五二頁。
- (5)注(3)文献所収『瑞龍俗志』、一一〇頁。
- れている。 (6) 向村九音氏は、「道隆寺僧宝厳関連聖教にみる新安流の讃岐伝播の一端」の利力音氏は、「道隆寺僧宝厳関連聖教にみる新安流の讃岐伝播の一端」の対力音氏は、「道隆寺僧宝厳関連聖教にみる新安流の讃岐伝播の一端」
- (7)注(3)文献所収『瑞龍俗志』、一一六頁
- (8)注(3)文献所収『瑞龍俗志』、一一七頁
- 注(3)文献、二六七頁。

9

〔10〕注(3)文献(二六七頁)によると、海印は享保八(一七二三)年十二月

晦日に五十四歳で入寂したとされる。

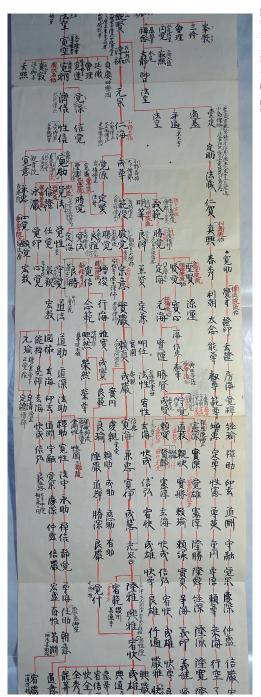
- 『密教大辞典』一九七〇年増訂第一版、二〇一三年縮刷版、
- (10) 参照。
- ① 注 (3) 文献所収 『瑞龍志』、四一頁
- (14)注(3)文献所収『瑞龍俗志』、一三六頁。
- (15)注(3)文献、七頁、二六九・二七○頁参照。
- ① 注 (16) 注(3)文献所収『灌頂授法暦名』、二〇七頁。 (3) 文献所収『瑞龍俗志』、一三九頁。
- 注(3)文献、二七〇頁。
- (19) 高野山円通寺の学僧である密門本初。宝暦六年から円通寺住職。 には、和州柴水山吉祥寺、和州久米寺東塔院を兼務する。 明和五年
- 20 注 (3) 文献、一○頁、二七○・二七一頁参照。
- (21)注(3)文献、一○頁参照。『灌頂授法暦名』には、延享三年八月に義剛 遅くとも『阿波志』の完成した文化十二(一八一五)年には廃寺となってい たようである。 から密軌を受けた普海に「字浄遍法満寺主」と注される。法満寺については、 『阿波志』阿波郡に「廃法満寺 在大又村。今有小庵、律僧居此」とある。
- (23)注(3)文献所収『瑞龍俗志』、一四四頁。(22)注(3)文献、二七三頁参照。
- (24) 高野山円通寺の学僧である密乗房龍海。密門の後を継いで円通寺住職。丹 後の松尾寺を兼務する。
- (25)注(3)文献所収『正興七世霊塔常如律師伝』、二七八~二八〇頁
- (26) 能満寺について、『阿波志』板野郡に「在中村。隷荘厳院。安虚空蔵像。 子院十六」と記述される。 相伝仏匠春日造。三好氏捨十三貫地一町七段、曼荼羅幕、金灯、花瓶。旧有
- (27) 注(3) 文献、二七八頁参照
- 28) 随心院流印可を受けた年について、『正興七世霊塔常如律師伝』では文化 『灌頂授法暦名』の記録とは相違している。
- (2)智積院能化三十世の弘基。もと慧(恵)岳と称した。
- (30)注(3)文献所収『瑞龍俗志』、一八○・一八一頁。
- 、31)菩提華が岩朝官次の嫡子であることは、注(3)文献三頁、二八三頁によ とされているが、「文政六年」の誤りであろう。 る。なお同書二八四頁に記載される墓石情報では、示寂年を「文政十一年」

- 32 注 (3) 文献所収 『正興七世霊塔常如律師伝』、二七九頁
- 33 注 (3) 文献所収 『瑞龍俗志』、一八八頁。
- (34) 注(3) 文献所収 が、文書末には「十二月朔日」とある。 『瑞龍俗志』、一九〇頁。標題には「冬十一月」とある
- 、35)注(3)文献所収『正興九世黙雅大和尚伝』、二八五頁。この伝記の作者 については、伝記末に「明治元戊辰年冬、 七十三翁菩薩近円本不生識」とある。 塞同寺十世智秀和尚需。 東武帰錫
- (36) 注(3) 文献、二八四頁参照。
- (37)注(3)文献所収『瑞龍俗志』、一九一頁
- 38 注 となったと考えられる。 当時の正興庵住職は七世常如であことから、入寺した慧閎は七世常如の弟子 当山第八世祥瑞大和尚の弟子となる」(二八七頁)とある。ただ、文化十年 (3) 文献には、慧閎の入寺を「文化十癸酉年(一八一三) 年十四才、
- (39) 注(3) 文献、二八八頁参照
- (40 注 (3) 文献、二八八・二八九頁。
- (41)注(3)文献所収『瑞龍俗志』、一九四頁。
- 〔42〕注(3)文献、二八八頁には、百光の生年を天明七(一七八七)年として いるが、本稿では天明五年生まれとして年齢を計算した。

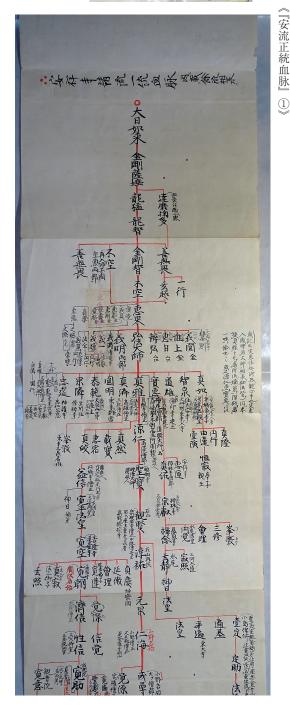
昭様には、貴重な文献の調査閲覧をお許しいただくとともに、写真の公開をお許 支援をたまわった。ここに記して衷心より御礼申し上げる次第である。 しいただいた。また、地蔵寺の関係者の皆さんには長期にわたる調査期間を通し て、常に温かいご支援とご配慮をいただいた。さらに、喜多容子氏には懇切なご 【附記】本稿をなすにあたって、国伝山地蔵寺名誉住職服部文昭様、住職服部宏 なお、本研究は、JSPS 科研費 JP17K02778の助成を受けたものである。



《『安流正統血脉』表紙》

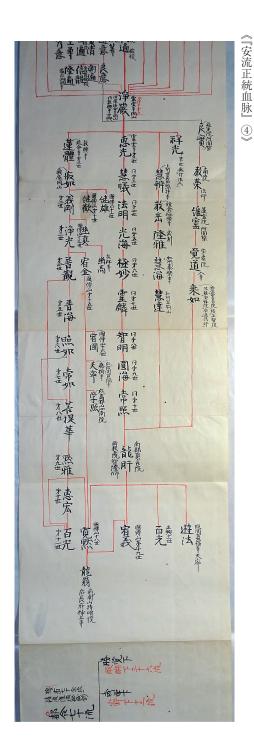


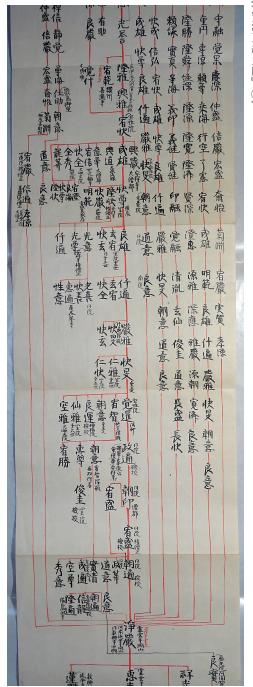
《『安流正統血脉』②》

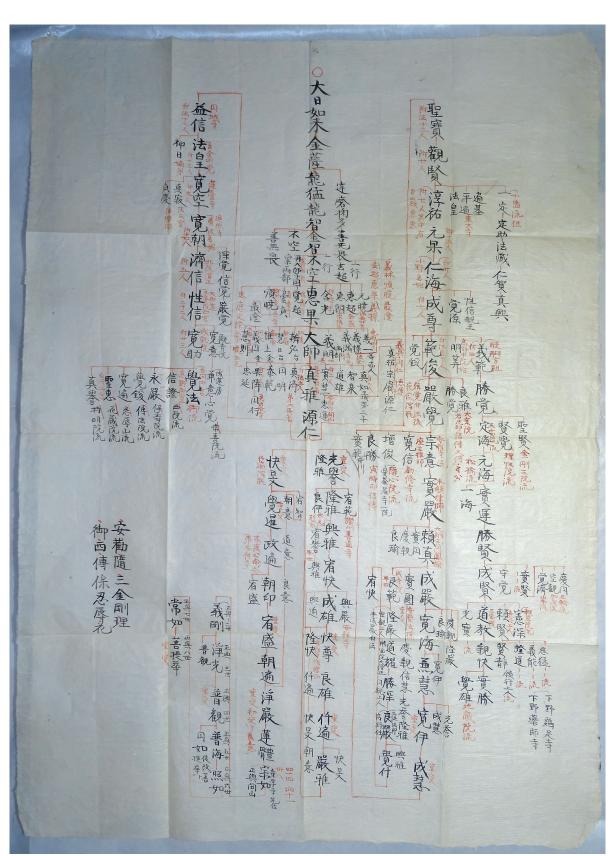


— 193 —









《『正興庵血脉』》

The Anjoji-ryu (安祥寺流) succession of the Shokoan Temple (正興庵) priesthood and two types of "Kechimyaku" documents in Kokudenzan Jizoji Temple (国伝山地蔵寺)

HARA Takuji

In this paper, we will examine how the succession of Anjoji-ryu priests is administered. Anjoji-ryu is part of the Shingon sect of Buddhism. To examine the succession mentioned above, we will research the initiation records: records of the education conducted by successive priests in Shokoan Temple, as well as biographies of priests.

In addition, we will compare the current line of succession of Anjoji-ryu and the following two documents owned by the Kokudennzan Jizoji Temple: "Anryu-shoto-kechimyaku (安流正統血脉)", and "Shokoan-kechimyaku (正興庵血脉)", which both record the succession of Anjoji-ryu priests at Shokoan Temple.